

著作権と図書館サービスーマルチメディア資料をめ ぐってー

著者	北 克一,村上 泰子
巻	48
号	6
ページ	517-523
発行年	1997-03
その他のタイトル	Library Service and Copyright of Multi-medium
URL	http://hdl.handle.net/10112/6156

〈創立50周年記念 第38回研究大会:グループ研究発表〉

著作権と図書館サービス -マルチメディア資料をめぐって-

北克一,村上泰子(「マルチメディアと図書館」研究グループ)

Library service and copyright of multi-medium, by Kita Katsuichi and Murakami Yasuko.

1 はじめに

この2年ほどマルチメディアと著作権¹⁾ に関する 論議が高まりを見せている。著作権審議会マルチメ ディア小委員会ワーキング・グループは1996年2月 に検討経過を報告しているほか、各誌で特集が組ま れ、図書も相次いで出版された。

著作権と図勘館サービスとの関わりは、従来は主として電子複写(photocopy)問題をめぐるものであった。すなわち、図書館²⁾ は著作権適用の制限事項であり、著作権法第31条の定めにより次の3つの場合に資料を複製することができる。

- 1) 図督館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供すること。
- 2) 図督館資料の保存のため必要がある場合。
- 3) 他の図晳館の求めに応じ、絶版その他これに 準ずる理由により一般に入手することが困難な 図掛館資料の複製物を提供する場合。

すなわちこれらをマルチメディア資料との関わりでいえば、1) は事前の電子化を認めないこと、2) は他の図哲館のネットワーク利用を認めないこと、3) はネットワーク・アクセスを妨げること、を意味し、図哲館はマルチメディア資料の提供に際して三重の制約を受けることになる。

一方では特に1) については出版業界などから図 書館での資料のコピーは著作権者の利益を著しく侵 害しているという指摘がなされてきたが、マルチメ

きた かついち 大阪市立大学学術情報総合センター むらかみ やすこ 立命館大学図19館 ディア資料の出現と増加[®] によってこれらの問題が 複雑化している。

マルチメディア資料の増加はネットワークの発達にともなって、利用者は居ながらにして情報の提供を受けるという形態のサービスへの要求を高めているが、このような利用者の要求に呼応して、図書館といった情報の提供方法を模索している。図書館は情報提供機関として、さまざまな外部情報源へのアウェスを利用者に対して保障する資務を負うものでコカリ、著作権の問題は、これらの場面で扱われるコンテンツとしてのマルチメディアと、それを取り扱う際に避けては通れない問題であることから、本質に避けては通れない問題であることから、本質に選出では通れない問題であることから、本質に避けては通れない問題である。著作権と図書館の話に関連する技術的な側面から検討することした。

2 マルチメディア資料と著作権

マルチメディアということばの定義については現在のところまだ定まっていない。例えば1993年11月著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告哲では、「文字、音声、静止画、動画などの多様な現形態の情報を統合した伝達媒体、又はその利用で段で、単なる受動的利用ではなく、使用者の自由を思で情報の選択、加工、編集ができる双方向性をはたもの(インタラクティブなもの)。」と定義されているし、1996年の ALA による『マルチメディア 資料の書誌記述ガイドライン』では「一つ以上の形態的キャリア(ビデオディスク、コンピュータディスク、コンピュータ光ディスク、コンパクトディスク等)の中あるいはコンピュータ・ネットワーク上に存在するメディア」で、次の二つの性質、すなわ

ち,

- 1) コンピュータ技術を用いて利用者側でコント ロール可能な非線形ナビゲーションを実現して いること。
- 2) 2つ以上のメディア(文字, 音声, 静止画像, 絵, 動画, ビデオ)を組み合わせたもので, ユ ーザが見る順番や見方を変えられること。を兼 ね備えるもの, と定義されている⁴。

これらの定義から抽出されるマルチメディア資料 の特性と、その著作権とのかかわりにおける問題の 所在を示すと次のようになる。

1) 表現 (メディア) の複合使用5)

文字,音声,絵,写真,動画,プログラムなどが 複合的に利用される。すなわち,従来の著作権法で の,美術の著作物,音楽の著作物,プログラムの著 作物,データベースの著作物といった,現行著作権 法がその基盤とする「何の著作物か」という区分概 念を超えて,同時に複数の区分適用を受けることに なる。

2) インタラクティブ性

情報の選択,加工,編集が利用者側でコントロール可能,すなわち,著作権者側ではコントロール不能であることを意味する。このことは,次の3)の特徴と相まって,著作権者側で「この作品は利用者にこのように見せたい」と意図した内容とは異なって見られる可能性が大きいことを示しており,著作者人格権(同一性保持権)との関わりが問題となる。

3) 情報のディジタルへの収束6

情報をディジタル化して加工、編集、利用するコンピュータ技術が前提。ディジタル化とは、コピーやダウンロードが容易であり、コピーによる劣化がないことを意味する。また、例えば文字として表現されている著作物を音声に交換して出力するというようなことも技術上は可能となる。

4) 著作権の複層構造化

相当の情報を既存の著作物を利用してつくるケースが多いことから、材料となった著作物の第一次の著作権者とそれを利用してできたマルチメディア作品の第二次の著作権者という複層構造になるとともに、それぞれの層での作成過程において多数の著作権者が存在する、という二重の意味で、著作権者の特定が困難である。

5) 伝達媒体と利用手段の統合

CD-ROM 系などのパッケージ型資料を除いては,

情報の伝達媒体と利用手段がネットワークに統合されつつある。このネットワーク利用により、ベルヌ条約における内国民待遇の原則が形骸化しつつある。インターネットでは国家――つの主権に基づいた法的体系をその強制執行権力として有する―という概念で情報の伝達/利用の範囲を限定することが不可能であり、無意味である。極端に言えば、著作権法の最も緩やかな国、あるいは全く存在しない国にサーバを置き、複製物を頒布すれば著作者からの許諾請求を受けることなく済ますことも不可能ではない。

3 図書館サービスとマルチメディア資料

ここでは取り扱いの範囲を,特許法,実用新案法, 意匠法など日本の知的財産権を保護する諸法の中で 特に図む館と関わりの深い著作権法のみに限定し, 法律的視点からではなく,図む館の各活動ごとに, 現在利用可能な技術と著作権との関係を見ていく方 法をとる。

3.1 マルチメディア資料の収集に際して 資料の選択、受入れ、蔵書構築といった資料収集 には、

- 1) 外部資源/内部資源,
- 2) 購入/寄贈,
- 3) 所有/アクセス,
- 4) さまざまな契約形態、

の4つのパターンの組み合わせが考えられ、そのうちの典型的なパターンとして、

- ・独自に作成、ディジタル化
- ・パッケージ型資料の購入
- ・パッケージ型資料のレンタル
- ・外部資源からのダウンロード
- ・外部資源へアクセスする権利を取得

のケースを想定することができる。

このうち自館で作成したり既存資料をディジタル化するケースについて考えてみると、現在の著作権法では自館資料の保存のためのみ許されており、オリジナルは廃棄することが前提となっている。ただし、現行の著作権法での「資料保存のため」とは、一般的に複写機による複写やマイクロフィルム化などアナログ媒体資料による保存を前提としていると解され、ディジタル化による保存そのものが著作権者の同意なく可能であるかどうか、疑問とする見解もある。保存以外の目的でディジタル化する場合の問題点としては次の4点を指摘することができる。

a) 著作権者が複数階層構造において複数存在

新聞を例にとれば、新聞紙面自体の著作権ととも に、そこに使われている写真、挿絵、署名入記事な どの個々にも著作権が存在するため、それらの権利 処理が複雑で困難である。

b) 出版者側の体制

ディジタル化に際して出版者側と交渉を行なおうとした場合,現在の日本においては出版者側にその問題に関して現状への理解の乏しさとあいまって,明確な経営方針がなく,ゆえに意思決定体制が整っていないために図書館側からのディジタル化交渉そのものが暗礁に乗り上げてしまう。

この問題について欧米のケースを見ると、学術雑誌論文のディジタル化を中心として展開されつつある。ひとつは、エルゼピア社のTULIPに見られるような実験システムを構築する方向での展開である。TULIPは大学、学会、出版社、コンピュータ業界、通信業界などが参加して進められている⁷。このほか、UMI社のような出版社が印刷媒体で再版するつもりのない資料を対象とする方向での展開するつもりのない資料を対象とする方向での展開が情報の延長として全文情報を扱い目次情報は無料で公開し、全文情報については著作権者の許諾が得られたものについてのみ提供を行うという方向での展開などがある⁹。

c) 音質および画質の劣化

ディジタル化に際して、あるいは圧縮に際しての 劣化は当然のことながら、利用者側のビューアに対 して、提供側で再生時の音質や画質をコントロール できないこと、このようなケースでの劣化の程度に ついて社会的に合意が得られていないことから、著 作の同一性保持に関連して著作権者側の許諾を、契 約的合理性をもって得られない可能性がある¹⁰。

d) 技術上の問題

現時点でどのような技術を用いてディジタル化するかは、その時点での費用対効果によって個々に判断される問題である。しかしその技術によって作成された資料が3年後、5年後の技術水準に照らして利用に耐えうるかどうかははなはだ疑問であり、またその時点で再ディジタル化することは労力の上からも、経済の上からも現実には不可能といわざるをえない。現在の現実的妥協の結果としてのディジタル化の産物が、明日の新システムから見て「使い物にならなくなる」恐れが多分にある。

一方、外部資源の導入については、従来は収集=所有であったが、外部情報へのアクセスという新しい形態が出現し、図書館の資料の収集において重要な位置を占めつつある¹¹¹。外部情報へアクセスする場合、あるいは外部資源を所有する場合、収集後にどのような利用の仕方、提供の仕方を想定しているか、図書館が何を優先しているかによってさまざまな契約形態がありうるが、それをひとつひとつ個々な契約形態がありうるが、それをひとつひとつ個々に契約内容を吟味して、収集するかどうかを判断することは可能ではあるが、予想した利用状況と契約方法の実際の利用状況からの見直しや、情報提供側の選択肢も含めた契約条件の様々な変更への対応など、不断の検討が必要となる。

3.2 マルチメディア資料の組織化に際して

図掛館の収集した資料を、利用者に対して利用を容易にし、利用を促進するためのサービスが著作権を侵害する可能性についてふれる。マルチメディア資料の組織化については、主として現行の目録規則等にも限界があるが、ここでは扱わない¹²。

はじめにデータベースを作成する場合、単なる文字のみの情報か、デザイン的な要素を含んでいるか、画像や音声を含んでいるかによって異なる。まず書誌データベースについては問題はない。目次や構成 書誌単位の記述の場合も書誌の延長としての目次であれば許諾を得る必要はないが、画像として入力するとデザイン的な要素が含まれると判断される場合、写真、美術の著作権に抵触するであろう。抄録の場合、すでに作成されている抄録を利用する場合には抄録自体に著作権が存在するので勝手に利用することはできない。そうでない場合、中味のダイジェスト的な抄録を作成するにあたっては原著作の翻案となり、原著者の許諾を必要とする場合も考えられる。当然、全文データベースを著作権者の許諾なしに作成することも複製権または出版権の侵害となる。

ただしこれらはマルチメディア資料に固有の問題ではない。マルチメディア資料に即していえば、従来の哲誌事項では十分に対象資料の中味を表現できない、あるいは利用者側からもっと詳しいデータベースへの要求が高まることが今後予想されるのに対して、マルチメディア資料の一部をそのまま利用して抄録―マルチメディア抄録―を作成しようとした場合、複数階層の複数著作権者の許諾が必要であり、個々に権利処理することは不可能に近い。また、ディジタル化への技術的側面からの同一性保持の点に

おいても問題がある。

データベースの検索ソフトウェアに関しても、1996年9月の『ワイアード』でWebの検索エンジンの著作権問題について次のような問題の指摘がなされた。いくつかの検索エンジンが比較される中で、AltaVistaの事例が取り上げられ、語順情報までも把握できるような検索サーバはWeb全体の圧縮版に近い情報を保有することになり、そのことが著作権上様々な問題を引き起こしている。例えば今後、画像のパターン認識等の方法によって画像検索等も行えるシステムを構築する必要性も提案されているが、この場合にはさらに多くの情報が複製されて蓄積されることになる「33」。

収集した資料を蓄積する際には、すべてをメモリ上に持っておくことはできないので利用頻度が低いものはより安い媒体に蓄積したいという経済的誘引が働く。この場合にはメモリ上と保存媒体上に一時的に二重にコピーされることになり、複製権を侵害する可能性が出てくる。また、音声や画像を圧縮して保存する場合には圧縮技術の限界によっても同一性の保持が困難である。

3.3 マルチメディア資料の提供に際して3.3.1 閲覧/貸出

著作権法は従来「何の著作物か」にもとづいて権 利関係を規定してきたが、マルチメディア資料にお いては情報は「ビット情報」に収斂し,再生(再 現) は一元的にビューア・プログラム依存する。マ ルチメディア資料を「みる」ためには、再生プログ ラム (ビューア) が必要となるが, ビューアごとに, またディスプレイやプレーヤーなどのハードの性能 によって, たとえば色あい, 縦横比率, 音質, イン タラクティビティの実現度など, 見え方が異なる。 マルチメディア資料はそもそもインタラクティブ性 を前提としているのであるから,同一性がある程度 保たれないことはマルチメディアの著作を作成する 時点ですでに了解さているはずだが、著作者におい て想定されうるインタラクティブ性の範囲と同一性 保持とは異なる問題である。現時点ではどの程度が 適切であるかという社会的合意が得られていない。

また最近ではパッケージ型の資料をネットワークを介して利用を可能にするという提供方法が増え始めており、利用者の側からもこのような提供方法への期待は大きい。しかしながら複製権の侵害に相当する可能性もいたるところに存在している。たとえ

ば、別途契約のない状態での伝送のためのサーバへ の固定はオリジナルを廃棄しない複製に相当する。

また従来、映画ならば上映、音楽ならば上演、演奏、ラジオやテレビなどを通じた無線伝送は放送、有線を通じた伝送は通信、というように放送と通信の区分が分かれていたが、ネットワークを利用した伝送形態の出現により、これらの区分の融合が見られるようになってきた。現状ではこのような伝送形態をたとえば「放送」とみるのか「通信」とみるのかによって、著作権上の扱いが異なっている。「放送」であれば一定の対価を支払えば著作物の利用に対して著作権者の許諾は不要であるが、「通信」の場合には「利用者の求めに応じて」という限定がつき、さらに著作権者の許諾も必要となる。さらには伝送手段に衛星、CATV などさまざまな手段が出現しているために、その技術的進歩に著作権法が追い付いていない現状も指摘することができる。

このほかプロキシー・サーバによるキャッシュ,利用者端末での"固定"(一般には端末で「みる」だけの場合は複製ではなく,ディスクへの固定やプリントアウトは複製にあたるとされているが,ビューアが自動的にキャッシュするものについては共通の了解は得られていない。)といった問題も存在している。

ディジタル情報の双方向利用についても, 多数の 利用者との間でのインタラクティビティを前提とし て Web 上に掲載された著作に関しては、著作者が あらかじめ予定していた範囲をこえる改変が行われ る可能性がある。たとえ著作権者と図書館との間で 契約によってその範囲を定めておいたとしても, エ ンドユーザーへの提供にあたってもそれを約束する ことは不可能であると言わざるを得ない。しかも、 著作者人格権は放棄することの想定を現行著作権法 上は考慮されておらず、第三者効問題の指摘もある。 この第三者効問題に関しては, 知的財産研究所が公 表した『EXPOSURE'94--マルチメディアを巡 る新たな知的財産ルールの提唱』の中で、「同一性 保持権の不行使特約の有効性を明確化し, その第三 者効を創設すること」すなわち契約によってその権 利を発動しないことができること, あるいは「同一 性保持権の及ぶ範囲を限定し, 現行法の意に反する 改変を受けない権利から, 名誉声望を害する改変を 受けない権利へと減縮すること」, の提案がなされ ている14)。

またディジタル情報の提供に際しては、利用者ごとに、またコンテンツごとに提供の形態や制限事項が異なるであろう。たとえば複数館での共同契約(コンソーシアム)、アクセスごとの課金契約、契約範囲外の利用者への提供への別途料金制、他館に所属する利用者への提供も含めた使用権概念の導入などさまざまな契約形態が考えられる¹⁵⁾。しかし、図む館側でコンテンツごとにこれらの契約条件をその都度参照して運用することは現実には不可能である。この問題の解決策については後述する。

3.3.2 相互利用

図書館における文献複写や FAX による提供の問題については、マルチメディア資料に限らずこれまでに論議されてきたので、ここではふれない。ここではマルチメディア資料の「ディジタル情報」であるという特性からくる問題について考察する。

分担収集をもふくめて資料の相互利用という仕組 みが発展してきたのは、出版される資料の増大、一 館であらゆる資料を所蔵することが資料費の点から も蔵書スペースの確保の点からも不可能であること、 資料の入手の迅速化への要求増などを背景として、 他にこれらの「経済の時間」の利益に対応した代替 手段がなかったためである。

どの相手に対してどのような提供が可能かどうか の判断についての運用上の問題については、前項の 関覧および提供の延長として、同様の問題を指摘す ることができる。

3.3.3 SDI

現状は目次データであり、キャラクターとしての 目次には著作権はないという考え方が一般的である が、目次ページをそのまま画像情報として提供する 場合には、美術の著作物としての権利が発生する可 能性が存在することは指摘した。抄録の SDI の場 合には指示的抄録か、ダイジェストかによって扱い が異なる。

さらに新聞のようなものを何紙かディジタル形態で購入し、毎日個人の関心に沿って記事を組み合わせたパーソナル新聞を配送するようなサービスの場合には、著作権のある記事、新聞全体の著作権、写真の著作権などの複数の権利が存在しているために図書館独自でその権利処理を行い、このようなサービスを提供することは現状では困難と考えられる。

3.3.4 展示

ディジタル資料の一部を Web 上に流す場合, そ

れがデモンストレーションに当たるか、上映に当たるかの境界線があいまいである。作品の上映に関しては、アナログではあるが、JLA 著作権問題委員会ビデオ専門委員会によって著作権法38条1項との関係についての検討が行われ、「図書館におけるビデオ映画上映の基本的方針と上映作品選定の基準について(案)」が作成されている16。

所蔵資料の部分,部分をディジタル化し,組み合わせた「ネットワーク展示」も今後予想されるが,その部分に著作権がみとめられるかどうかによって可否の判断が異なる。

4 賭問題の解決へ向けて

4.1 様々な権利処理システム

前節において指摘された諸問題への解決策として、まず取り上げなければならないのは複雑な権利処理を簡便に行えるようにするためのいくつかの提案である。この ECMS (Electronic Copyright Management System) と総称されるシステムの代表的なものに1992年に北川善太郎によって提案されたコピー VAN¹⁷, 1963年に森亮一によって提案された超流通¹⁸, 1960年代後半に起源を持ち、1994年に現代の文脈において再提案されたテッド・ネルソンのトランスコピーライト¹⁹⁾がある²⁰⁾。

これらのシステムは方法は異なるが、いずれも支 分権の束としての著作権を財産権としての著作権に 還元しようとする考え方に基づき、料金体系の基礎 として、情報をピット単位でとらえる従量制をとる。 しかしながら情報にもさまざまな種類があり、たと えば技術論文と文芸小説、小説と詩を同じ従量体系 のもとで取り扱うことにはシステム技術と異なる観 点から無理がある。著作権処理の問題を財産権にの み限定してとらえることには限界があるといえよう。 4.2 著作権典拠管理システム

マルチメディア資料の流通においては、今後様々な契約形態が現れると考えられる。それらの権利関係を図書館における資料の収集や提供に際して個別に管理していくことの困難については、3.1および3.3.1から3.3.3においてすでに述べた通りである。これを管理し、維持していくためには、北川がコピー VAN において提案しているような著作権典拠管理データベース²¹⁾ を図書館システムの側に組み込むことが必要となるであろう。

これは現在の著者典拠ファイルのアナロジーとし

て構想することが可能である。典拠ファイルの第一 義的な特徴は、標目および参照形を選択する、その 後の維持管理のために標目および参照形の作成根拠 を明示しておく、の2点にある。(検索システムの利 用展開については割愛する。)これを著作権典拠に 置き換えると、いくつかの契約形態のうち、そのコ ンテンツが採用した契約形態とその採用根拠につい て明示することになる。また、採用しなかった契約 形態-喩えれば参照形-も記録の必要があろう。さ らに利用との関係でコード化することが必要になる。 利用者のどのような属性に対してどの契約形態が採 用されるのか、コンテンツのレベル(杏誌事項、目 次から全文にいたるまで)によってどこまで利用が 許されるのか、といったことが管理できるようにし ておく必要がある。このようなデータベースを持つ ことによって、対エンドユーザとの関係において、 コンテンツごとに異なる様々な契約条件を参照可能 なように管理し、貸出条件や利用範囲などの運用側 との連動をはかることが必須である。また必要があ れば課金システムとの連動も可能である。収集につ いても、コンテンツの属性値と利用者の属性値およ び類似コンテンツの利用行動プロファイルについて テープルを作成し、マッチングさせることによって 当該館で収集する条件に適合するかどうかの判断デ ータの提供も可能となる。このような仕組みをもつ ことによって, 図售館側における極めて煩雑な様々 な契約形態の個別処理を簡略化することができよう し、先に指摘した契約形態の不断の見直しの支援シ ステムともなり、利用行動に即した動的運営にも資 することができるだろう。

5 まとめ

以上、マルチメディア資料の出現による著作権問題を図む館サービスに即して検討し、考えられる解決策を示した。最後に著作権問題におけるもうひとつの流れとして指摘しておかなければならないのは、名和小太郎が「サイバースペースの著作権」の中でマルチメディア市場の拡大を予測した米国が著作物の著作者人格権を大幅に制限し、著作権に関する議論の場をWIPOからGATT(現WTO)へと移した点に言及し、「経済が人格権を抑えこんだ」と表現した問題についてである²²⁾。これは著作権の問題を市場経済の原理にゆだねようとする動きについて指摘したものである。しかしながら著作権法は

「著作者の権利を擁護して創作へのインセンティブを与え、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、文化の発展に寄与することを目的とする」ものであり、中山も指摘するように、経済的報酬が即著作者の権利の擁護につながり、創作へのインセンティブが確保されることにつながるとは言えない²³⁾。図書館としては、その社会的文化的機関としての役割をふまえ、この問題を単に経済の問題にのみゆだねることなく、困難ではあっても人格権をもふくめた著作者の権利保護と利用者のために情報の自由な流通との両立を図る道を模索すべきであろう。

本稿執筆中に、WIPO 外交会議において、1996年12月20日に著作隣接権の保護を強化する二条約採択が報じられた²⁴。条約はオンデマンド送信を含む「伝送権」が新しい概念として採択された。また、伝送のための著作物の一時的複製を「複製権」に包含することの合意は成立しなかった。今後の動向に注目したい。

注

1) 著作権は大きく「著作財産権」「著作者人格権」「著作隣接権」の三種の権利からなる。これらはさらに次のような権利から構成される。著作権ということばは、このような複数の権利を包括的に扱ったことば(支分権の束)として用いられる。

「著作財産権」

現状利用権である複製権(有形複製権)と演奏権, 上演権,放送権,有線送信権,口述権,上映権,頒布 権,貸与権,展示権。

改作利用権である翻訳権, 編曲権, 変形権, 脚色権, 映画化権, 翻案権。

「著作者人格権」

公表権, 氏名表示権, 同一性保持權。

「著作隣接権」

実演家の権利としての録音権,録画権,放送権・有 線送信権,商業用レコードの二次使用料請求権,貸与 権。

レコード製作者の権利としてのレコード複製権, 商 業用レコードの二次使用料節求権, 貸与様(貸与報酬 節求権)。

放送事業者の権利としての録音権、録画権、複製権、 再放送・有線放送権、「公」に伝達する権利。

有線放送事業者の権利としての録音権、録画権、複製権、再放送・有線放送権、「公」に伝達する権利。

2) ここでいう図書館とは著作権法施行令第1条の3,第1項に おいて定められているものをさし、学校図書館や企業の図 **砂室などはふくまれない。**

- 3) マルチメディア市場をハードウェア、ソフトウェア、サービスを合計して、その増加率をみると、1995年は1994年の約1.5倍となっている。1993年と1994年の比率が1.35倍であるから、増加率自体にも伸びが見られる。(「マルチメディア白む」1995、1996による)
- Guidelines for bibliographic description for interactive multimedia (ALA, 1994)

その他、次のような定義がある。

産業構造審議会映像情報産業小委員会「人間情報社会の 実現に向けて」(通商産業調査会、1992)

文字,図形,音声,映像等複数の表現手段を統一的に取り扱い,情報を効果的に表現する手段。または,無線,有線,パッケージ等情報に最も適した伝達手段が可能となっている状態

「広辞苑」第4版(岩波也店、1991)

情報を伝達するメディアが多様になる状態。またコンピュータで映像・音声・文字などのメディアを複合し一元的に扱うこと。

- 5) メディア (media) という語彙は、本来英語の "medium" の複数形である。例えば M.マクルーハンがわれわれに残した著名なメッセージ「メディアはメッセージである」も原著では "The medium is the message." である。原意はもともと「媒体」という意味を含んでいる。しかし日本語としての「メディア」にはこうした原意と異なり、システム的な集合体としてのイメージが保持されている。さらに「マルチメディア」となると、英語の "multimedium" という文法を完全に離れ、キャリア (媒体)と対置するものとして意識されている。
- 情報のディジタルへの収束を取り扱ったものに、たとえば次のものが興味深い。
 Negroponte, Nicholas. Beeding Digital, c1995, The Al-
 - Negroponte, Nicholas. *Beeding Digital*, c1995, The Alfred A.Knopf 邦訳『ピーイング・デジタル:ピットの時代』1995, アスキー
- 7) Elsevier Science TULIP final report 1996
- 8) ショウダー,ドン「専門論文の電子出版: 大学研究者の態度と学術情報流通業に対する意味(1)」「情報管理」 38(1):1995.4,pp.33-44.
- 9) Lenzini, R.T. et al. 「Uncover と Uncover2: 論文索引 データベースとドキュメント・デリバリーを特色とするサービス」「現代の図哲館」31 (4):1993.12, pp.255-259. 小田島瓦「UnCover」「情報の科学と技術」44 (7):1994. 7, pp.352-361.

石井文雄「UnCoverードキュメント・デリバリーの新しい 視点ー」 『オンライン検索』15(4): 1994.12, pp.176-182. OCLC OCLC's strategic plan: to the next stage of the electronic library Kinokuniya (pamphlet)

リック・ノーブル「図む館における情報サービスの将来」 「電子化する情報環境と学術図む館」日米図む館会議 3-

- 4 Sept.1996 発表論文集 pp.61-71.
- 10) 特に美術の著作物、音楽の著作物などにこうした恐れが十分に考えられる。現在のところ一般に、パソコンのディスプレイ一画面の画素数は640×480程度で、絵画等の正確な再現には不十分である。また、色の表現力も、16色から256色、1600色以上まであるが、美術の著作物等の微妙な色合いは再現が困難である。
- 11) 萌芽としてのオンラインデータベース検索やサーチ等の 世界
- 12) たとえばむ誌的事項記述上の「版」の問題がある。現行目録諧規則においては「版」ごとに別む誌とされているが、ネットワーク上の情報に関しては、「版」の概念があいまいであり、何をもって版が変わったと判断するのか基準を定めることが難しい。また所蔵が安定しない問題もある。ネットワーク上の論理的なバス名であるところの URL が所蔵に相当すると考えられるが、この URL は頻繁に変更され、そのために以前はアクセスできたファイルに次にアクセスしようとすると「ファイルが見つからない」というメッセージが表示される経験はだれしも一度は経験しているであろう。
- 13) スタインパーグ, G.スティーブ「検索エンジン大系, 思想と技術を追え!」「ワイアード」1996.9, p.50.
- 14) 中山信弘『マルチメディアと著作権』(岩波新費) 岩波 費店, 1996 pp.130-135.
- 15) アクセスごとの課金契約については、このような課金システムが出版者関に対して必ずしも十分な報酬をもたらさないことが橋爪宏達によって報告されている。(1996年12月12日 学術情報センターシンポジウム(於:大阪府立中央図哲館))
- 16) JLA 著作権問題委員会ビデオ専門委員会「ビデオ上映 問題について皆さまのご意見を-「ビデオ映画上映の基本 的方針と上映作品選定の基準について(案)」の経過につい て」「図書館雑誌」90(12): 1996.12, pp.1008-1009.
- 17) 北川善太郎『技術革新と知的財産法制』有楽閣 1992, 第5章「知的財産法モデル」第2節「コピー VAN-大 位権 利の取引システム」pp.201-221.
- 18) 森亮一,河原正治「歴史的必然としての超流通」「コピライト」34 (4):1994.7,pp.10-13.
- 19) 仲俣暁生「コンピュータ・カウボーイの伝説」「ワイアード」1.03:1995.5, pp.50-61.
- 20) また、透明 GIF 技術を採用したコンテンツへの電子透かしなどの技術も研究が進んでいる。
- 21) 前掲17) p.220
- 22) 名和小太郎 「サイバースペースの著作権」(中公新哲) 中央公論社 1996, pp.115-116.
- 23) 前掲14) pp.135-136.
- 24) 1996年12月20日付 日本経済新聞